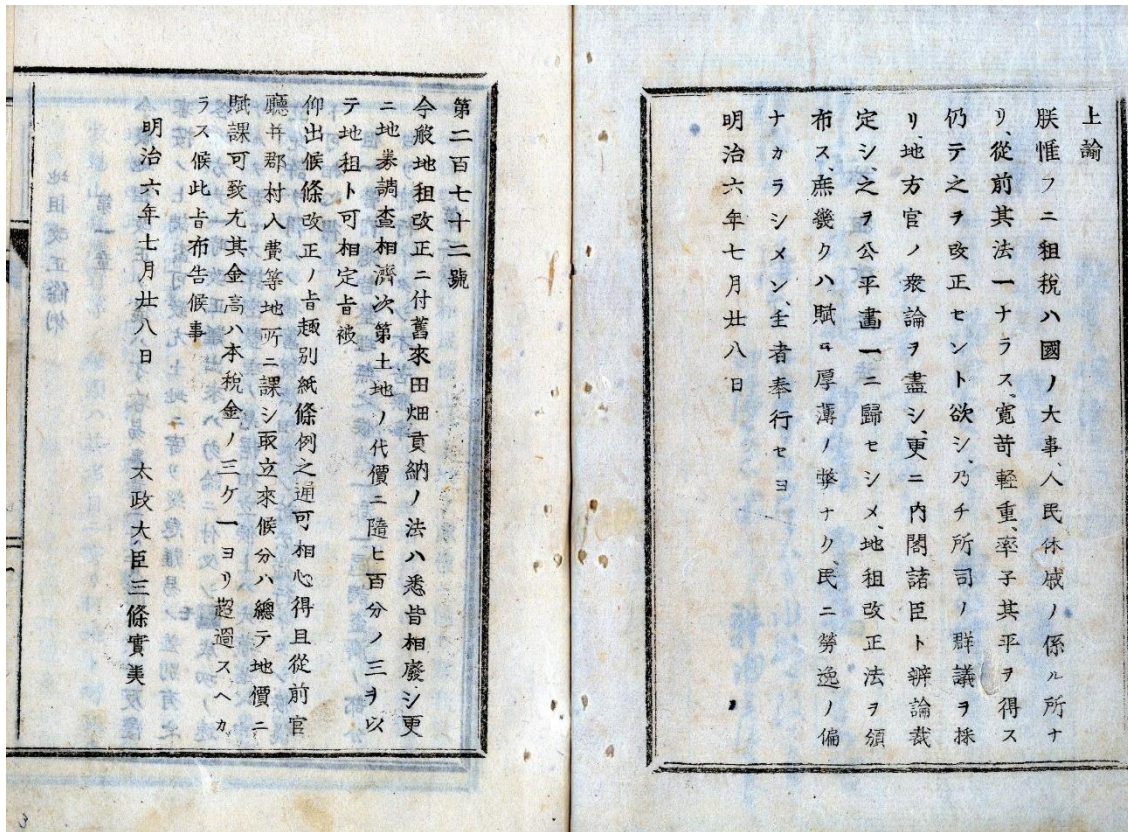


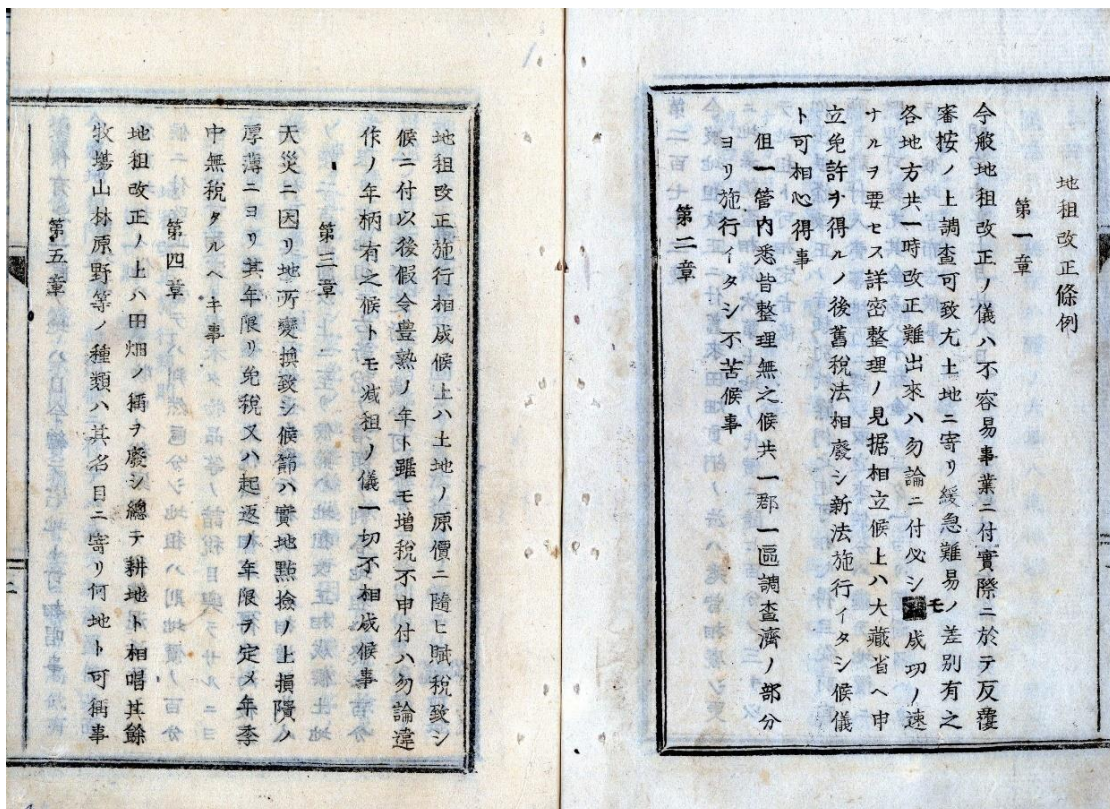
群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 21

請求番号	A0181A0M	文書番号	2782	年代	明治6年(1873)
史料名	地租改正法(上諭、太政官布告第272号、地租改正条例、地租改正施行規則)				
形態	冊	複製	あり・なし	()	
備考	『群馬県行政文書』 簿冊名は「地租改正御布告(熊谷県・群馬県)」 ※桜井保宏家文書に測量道具あり				
史料概要	<p>当該史料は、地租改正法(明治6年7月28日)である。冒頭に記された天皇の裁可を示す文章「上諭」に始まり、太政官による法律の布告、地租改正条例、地租改正施行規則までまとまっている。</p> <p>上諭・布告からは地租改正の3つの原則、条例からは4つの具体的な内容、施行規則からは地租改正の具体的方法のそれぞれを読み取ることができる史料である。</p>				
指導要領(内容)との関連	<p><中歴> C-(1)-ア-(イ) 明治維新と近代国家の形成</p> <p><高歴総> B-(1)-ア-(ア) 権利意識と国民の義務に関する資料</p> <p><高日探> D-(2)-ア-(ア) 近代の特色を示す歴史資料</p>				
活 用 例					
活用単元	明治維新と近代国家の形成				
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> 近代化政策(地租改正)の内容が読み取れる史料として、導入、及び探求する場面で活用。 				
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 明治政府による近代化政策の要である「地租改正」。その内容を扱う際に、「地租改正法そのもの」を提示することにより、学習への意欲を高めることができる。中・高であれば内容を読み取ることができ、改正のねらいや具体的な内容を深めていくことができると考える。 				
予想される生徒児童の反応など	<ul style="list-style-type: none"> 地租改正事業の根拠となる史料を示すことで、実際の「歴史の一部」に触れることができ、興味関心も高まると考える。また、崩し字ではなく活字であるので、判読もある程度可能と考えられ、明治期の「候文」に親しみながら、教科書からではなく実際の史料を使って改正の内容を読みとっていくことができると考える。 				



太政官布告第 272 号

上諭



地租改正条例